

## ●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年9月7日

香川県監査委員	宮本欣貞
同	都村尚志
同	鍋嶋明人
同	仲山省三

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松港管理事務所	平成22年7月27日
長尾土木事務所	平成22年8月17日
高松土木事務所	〃
中讃土木事務所	〃
西讃土木事務所	〃
技術企画課（工事検査室）	平成22年8月20日
建築課（建築指導室）	〃
住宅課	〃
河川砂防課	平成22年8月23日
都市計画課	〃
下水道課	〃
土木監理課（用地対策室）	平成22年8月24日
道路課	〃
港湾課	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入事務について

道路付属物復旧工事原因者負担金の徴収について、分納が中断しているものがあるので、事実を確認し、適正に対応する必要がある。（西讃土木事務所）

###### イ 超過勤務手当について

超過勤務手当について、支給漏れがあったので、追給する必要がある。（河川砂防課）

###### ウ 出張旅費について

県内旅費について、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。（道路課）

エ 財産管理について

(ア) 公有財産である公園運動場トイレについて、火災により消滅したが、事故報告及び公有財産簿の修正が行われていなかった。(都市計画課)

(イ) 都市公園台帳について、公園施設等に変更がある場合は、調書等を速やかに訂正する必要がある。(都市計画課)

(3) 検討指示事項

廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防課)